

東員町部活動ガイドライン及び東員町地域クラブ活動方針

令和 8 年 8 月

東員町教育委員会

東員町

はじめに

東員町では、「東員町 16 年一貫教育プラン」に則り、子どもたちの自己実現と社会へ貢献する力を育む一環として、スポーツ・文化芸術に興味や関心がある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下で学校教育の一つとして実施されてきました。

もとより部活動は技能や体力を向上させるだけでなく、異年齢や様々な価値観を持つ仲間と活動することで、幅広いコミュニケーションスキルを学び、「基本的信頼感」「自己肯定感」「自己有能感」の三感を養う貴重な学びの場として学校教育活動において取り組まれてきました。

しかしながら、スポーツや文化芸術活動に取り組む場が多様化し、教職員の勤務のあり方が見直される中、部活動を実施する適正な部員数や指導者の確保が課題となり、これまで通りの部活の維持が難しくなっています。

こうした中で、国は平成 31 年 1 月に中央教育審議会において学校部活動を学校単位で実施するものから地域の取組とする答申が出されました。令和 2 年 9 月には、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、休日の学校部活動の段階的な地域への移行が示されました。

また、令和 4 年 6 月及び 8 月には、休日の学校部活動の段階的な地域移行の具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示され、これを踏まえて令和 4 年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下、「国のガイドライン」という。）が策定されました。三重県教育委員会は、これを受けて、令和 5 年 12 月に「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」（以下「県のガイドライン」という。）を策定しました。

こうした国や県の動向や方針を受け、東員町教育委員会では東員町としての継続的で持続可能な部活動の地域移行を実現することを目的とし「東員町部活動のあり方検討委員会」を設置し、「東員町 16 年一貫教育プラン」の考えを土台としながら、新たな学校部活動の方向性と休日における活動の場の設定に向けて協議を進めているところです。

東員町教育委員会では、平成 31 年 4 月にいなべ市教育委員会とともに「東員町・いなべ市部活動ガイドライン」を策定しており、このガイドラインを踏襲しつつ、「国のガイドライン」と「県のガイドライン」の内容を踏まえ、「東員町学校部活動ガイドライン及び東員町地域クラブ活動基本方針」（以下、本ガイドラインおよび方針という。）を策定しました。

令和 8 年 8 月

東員町教育委員会

目 次

◎ 東員町における学校部活動と地域クラブ活動の在り方	1
1 学校部活動について	1
2 地域クラブ活動について	1
3 大会及びコンクール等への参加について	1
◎ 東員町学校部活動ガイドライン	1
I 学校教育の一環としての学校部活動	1
1 学校部活動の意義	1
2 学校部活動の現状と課題	2
(1) 生徒の健全な成長の視点から	2
(2) 生徒にとって望ましい学校部活動の視点から	2
(3) 安全面への配慮	2
II 適切な学校部活動の運営及び実施	2
1 学校部活動運営方針の策定	2
2 各部活動計画の作成	3
3 活動日・活動時間・長期休業期間中の活動の設定	3
(1) 活動日の設定	3
(2) 活動時間の設定	4
(3) 長期休業期間中の活動の設定	4
4 学校部活動指導の在り方の見直し	4
5 適切な学校部活動指導の実施	5
◎ 東員町地域クラブ活動方針	6
I 新たな地域クラブ活動としての東員町地域クラブ活動	6
1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	6
(1) 参加生徒	6
(2) 地域クラブ活動の運営団体	6
① 東員町教育委員会が想定する地域クラブ活動の運営団体	6
② 関係者間の連携体制の構築等	7
(3) 指導者	7
① 指導者の質の保障	7
② 適切な指導の実施	7
③ 教員等の兼職兼業	7
(4) 活動内容	8
① 運動種目や文化芸術活動	8
② 活動のねらい	8
③ 活動日について	8

(5) 活動場所	8
(6) 保険の加入	8
(7) 安全管理と事故発生時の対応	8
2 学校との連携等	8

◎ 東員町における学校部活動と地域クラブ活動の在り方

学校部活動と地域クラブ活動の管理運営、活動内容及び大会参加は以下の通りとする。

1 学校部活動について

- ・学校部活動は、学校が管理運営を行う。
- ・活動は平日に、学校が指定した場所で、教職員の管理指導の下で行う。
- ・原則、週休日や休日の活動は実施しない。

2 地域クラブ活動について

- ・地域クラブ活動は、東員町教育委員会が講座開設の協力を依頼した運営団体及び地域住民が自発的に立ち上げた活動のうち、地域展開クラブとしての条件を満たし、教育委員会が学校施設や公共の施設の使用を許可した団体が主体となって運営する。
- ・活動は週休日や休日に、団体が確保する指導員、または兼職兼業の許可を得た教員の管理指導の下で行う。
- ・活動の運営は団体の責任において行い、参加する生徒の保護者は、団体が定める参加費等を負担するものとする。

3 大会及びコンクール等への参加について

- ・中学校体育連盟及び三重県吹奏楽連盟等が主催する大会及びコンクールには、平日の学校部活動として参加する。
- ・原則、地域クラブが中学校体育連盟及び三重県吹奏楽連盟等が主催する大会及びコンクールに参加することはない。但し、地域クラブが各競技団体へ自主的に加盟登録を行った場合はこの限りではない。

◎ 東員町学校部活動ガイドライン

I 学校教育の一環としての学校部活動

1 学校部活動の意義

学校部活動は、体力や知識・技能の向上、好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上、自己肯定感の高揚、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が認められる。

また、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ習慣を身につけ、仲間と互いに競い励まし協力するなかで、公正さと規律を学び、態度や克己心を培うなど、心身ともに健やかな成長を促す活動である。

東員町では、「東員町 16 年一貫教育プラン」に則り、異年齢や様々な価値観を持つ仲間と活動することで、幅広いコミュニケーションスキルを学び、「基本的信頼感」「自己肯定感」「自己有能感」の三感を養う貴重な学びの場として学校教育活動に位置づけ

ている。

2 学校部活動の現状と課題

(1) 生徒の健全な成長の視点から

成長が著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動（休養日を設けない、長時間の練習等）や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えると同時に、学校部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことにもつながる。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味や関心を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ることもあり、適度な活動日や活動時間の設定に配慮することが大切である。

(2) 生徒にとって望ましい学校部活動の視点から

スポーツや文化芸術活動に取り組む場の多様化による部員数の減少、部活動の顧問を希望する職員の減少、スポーツや文化芸術活動経験の無い教員が顧問を担う必要があるなど、従前の運営体制では活動が困難な状況になっている。また、学校の働き方改革も喫緊の課題となっており、その大きな要因である学校部活動の指導体制の改善が必要になっている。

生徒にとって望ましい学校部活動の環境を整えていくために、学校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置することなど、学校部活動の運営について、実態の把握や見直し等を図っていくことが求められる。

(3) 安全面への配慮

運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によっては重篤な事故が起こることも考えられる。

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図るとともに、けがや事故を未然に防ぐ手立てや救急体制の整備が必要である。

II 適切な学校部活動の運営及び実施

1 学校部活動運営方針の策定

学校教育の一環として行われる学校部活動の教育的意義や効果が高まるよう、学校長の指導のもと、全職員は共通理解を持ち、学校全体で推進する。

◇ 学校では、「学校教育目標」や「本ガイドラインおよび方針」等に基づき、学校部活動の意義を踏まえた「学校部活動運営方針」の策定と見直しを行う。

- ◇ 「学校部活動運営方針」には、活動目的、設置部の確認、活動日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）、児童生徒の安全な活動及び大会（コンクール）参加の引率や移動、運営上の留意点等を明記し、全職員で共通理解を図る。
- ◇ 「学校部活動運営方針」は、生徒及び保護者に公表し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。

2 各部活動計画の作成

顧問等の指導者は、指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画等を作成し、生徒および保護者への事前の周知を図る。

【各部活動の活動計画作成にあたって】

- ◇ 「学校教育目標」及び「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- ◇ 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- ◇ 体育祭や合唱コンクール等の学校行事に配慮する。
- ◇ 放課後活動は、日没時刻等安全面を考慮し、下校時刻を設定する。
- ◇ 学校長は、各部活動の計画及びその活動について確認し、必要に応じて改善を図る。
- ◇ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を図る。特に、校外での活動にあたっては、「いつ、どこで、どのような大会やコンクール等」があるかを事前に知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える。
- ◇ 日常的な活動や大会（コンクール）等の引率など、十分に安全を配慮する。

3 活動日・活動時間・長期休業期間中の活動の設定

(1) 活動日の設定

生徒のバランスのとれた学校生活、健康や安全を最優先する観点から、適切な活動日を設定し、学校運営や学校部活動の充実を図る。

- ◇ 月曜日から金曜日の5日のうち、4日以内を活動日と設定する。
- ◇ 中体連の大会や吹奏楽連盟主催のコンクール等の参加及びその準備のために、該当する大会及びコンクールの2週間前の週休日及び休日に活動日を設定することは、学校長の判断により可能とする。但し、事前に計画を作成し学校長の承認を得るものとする。
- ◇ 週休日や休日に活動をする場合は、生徒、保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画する。
- ◇ 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、活動日を減らす。

(2) 活動時間の設定

生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技や発表の特性やシーズンの有無も考慮しながら、適切に活動時間を設定する。指導者は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すよう務める。

- ◇ 平日の活動時間は2時間以内（平日4日間で8時間以内）とする。ただし、現状として、水曜日以外に2時間以上活動することはないため、水曜日に2時間以上活動することは可能とする。
- ◇ 大会やコンクール前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、学校長の承認を得る。
- ◇ 中体連の大会や吹奏楽連盟主催のコンクール等の2週間前より週休日及び休日に活動する場合は、原則3時間以内とする。
- ◇ 大会やコンクール等の参加（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となる場合もあるが、その前後で活動時間を減らすなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。
- ◇ 活動時間を延長する場合、生徒、保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画する。
- ◇ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮を行う。
- ◇ 活動時間とは、スポーツ・文化芸術等の活動に充てる時間を指す。
- ◇ 活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終える。

(3) 長期休業期間中の活動の設定

- ◇ 平日を活動日と設定し、週休日及び休日、学校閉庁日には設定しない。ただし、週休日及び休日、学校閉庁日に中体連の大会及び三重県吹奏楽連盟のコンクール等が実施される場合についてのみ、学校判断により活動日を可能な日に設定する。その場合は、大会前後に活動日を減らす。
- ◇ 活動時間については、3時間以内とする。
- ◇ 活動時間とは、スポーツ・文化芸術等の活動に充てる時間を指す。
- ◇ 活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終える。

4 学校部活動指導の在り方の見直し

学校部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものであり、生徒にとって望ま

しいスポーツ・文化芸術環境となるように、指導の在り方を常に見直す必要がある。

- ◇ 生徒や職員数等を踏まえ、指導の充実、生徒の安全確保の観点から、円滑に実施できる部活動数とする。
- ◇ 顧問を複数配置し、技術的な指導と生徒の活動の見守り等、役割を分担する指導を大切にする。
- ◇ 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、職員の負担軽減に向けて、地域の人材（外部指導者等）の活用を図る。活用にあたっては、事前に学校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたっていただく。
- ◇ 少人数の学校部活動においては、合同チーム・団体を編成することで、生徒に大会参加の機会を与え、意欲的な活動にもつなげる。ただし、実施するにあたっては、当該校の学校長・指導者間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒や保護者の理解を得たうえで進める。

5 適切な学校部活動指導の実施

- ◇ 活動時の気象情報には十分留意する。特に、熱中症対策については、次のように暑さ指数（WBGT）に基づいた対応を行う。
【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】
 - (1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が 31℃ 以上の場合 ⇒ 「運動は中止します」
 - (2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が 28℃ 以上 31℃ 未満の場合
 - ・「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止します」
 - (3) 学校部活動における大会及びコンクールへの参加
 - ・主催団体（者）の指示に従う。
 - ・大会（コンクール）参加及び会場への引率や移動には事故防止等を含めて万全の措置を講じる。
- ◇ 顧問間や外部指導者等と役割分担を十分協議し、連携した指導体制をつくる。

◎ 東員町地域クラブ活動方針

I 新たな地域クラブ活動としての東員町地域クラブ活動

様々な社会的要因と教職員の働き方の見直しが進められる中、公立中学校において従来の学校部活動の運営が困難になりつつあり、こうした状況に対応し、生徒のスポーツ・文化活動の場として、新たに地域のスポーツ団体や人材と連携した地域クラブ活動を整備することが求められている。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要であるとされる。

これを踏まえ、部活動において担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくという視点を有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示すこととする。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加生徒

部活動地域展開に関わる地域クラブ活動への参加者については、東員町内の中学校に在籍し、東員町の地域クラブ活動に参加を希望する全ての生徒とする。

(2) 地域クラブ活動の運営団体

① 東員町教育委員会が想定する地域クラブ活動の運営団体

東員町教育委員会は、町スポーツ協会、町文化協会、とういん市民活動センター及び中学生の部活動を支援しようとする地域住民の意思を尊重し、地域クラブの設立を連携し支援するものとする。その際、参加生徒にとって平等かつ安全、適切な活動となるよう、以下のような運営団体を想定する。

- ・運動種目や文化芸術活動は、東員町内中学校で設置されている学校部活動の限りではない。
- ・運営団体の活動理念を尊重し、運営団体の活動に適した指導者の下でクラブを開設する。
- ・運営団体がクラブの指導者との協議により、活動場所や活動日程を検討し、教育委員会へ報告する。
- ・東員町教育委員会において、適切な運営が行われているかを必要に応じて確認する。

② 関係者間の連携体制の構築等

- ア 運営団体は、地域クラブ活動と学校の指導方法や活動状況の情報を共有する。
- イ 運営団体は、開設されたクラブの活動を管理する。活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応の主体は運営団体が担い、東員町教育委員会及び学校は、トラブルや事故等の内容を確実に共有する。
- ウ 運営団体及び東員町教育委員会は、生徒や保護者の意見を把握するよう努める。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

- ア 運営団体は、地域クラブ環境を整備するため、運営団体の理念を理解する指導者、または安全管理を理解する指導者を確保する。
- イ 指導者確保のため、運営団体と共に東員町教育委員会は、域内におけるスポーツや文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

② 適切な指導の実施

- ア 運営団体は、開設講座の生徒の健康面への配慮、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に取り組むとともに、東員町教育委員会は、必要に応じて指導助言を行う。
- イ 運営団体は、指導者に各種ハラスメント等の問題となる行動が見られた場合は、公平・公正に対処する。
- ウ 運営団体は、関係する上部団体等の指導手引き等を活用し、指導を行うよう努める。東員町教育委員会は、三重地域クラブ活動人材バンク制度を活用し適切な指導が実施されるよう指導者対象へ研修を勧める。

③ 教員等の兼職兼業

- ア 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの学校長の事前確認等も含め、検討して許可の判断を行う。
- イ 兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、東員町教育委員会及び運営団体は連携し、それぞれにおいて勤務時間等の管理を行うなど、双方が教員等の適切な労務管理を行う。

(4) 活動内容

① 運動種目や文化芸術活動

ア 運動種目や文化芸術活動は、東員町内中学校で設置されている学校部活動を基本とするがその限りではない。

イ 東員町教育委員会は、スポーツ協会や文化協会と連携し、特定の種目や分野の活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて確保に務める。

② 活動のねらい

東員町の地域クラブ活動は、生徒の自主的・自発的参加のもと、生徒同士や指導者等との好ましい人間関係の構築を目指し、達成感、連帯感、向上心へとつながる活動を通じ、生徒の次なる意欲を育てる取組となることを目指す。

③ 活動日について

活動は週休日や休日に行う。長期休業期間を含めて特別な場合を除いて平日の活動は行わない。

(5) 活動場所

地域クラブ活動は、運営団体が活用している施設または学校やその他公共施設で活動する。

(6) 保険の加入

運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、けが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務化する。

(7) 安全管理と事故発生時の対応

地域クラブ活動は、運営団体の管理下において行われる。万が一の状況が発生した場合には、運営団体及び東員町教育委員会が連携し適切かつ迅速に対応する。

2 学校との連携等

ア 学校部活動の教育的意義や役割を承認・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めることに努める。

イ 地域クラブ活動と学校部活動は、活動方針や活動状況等の共通理解を図り、生徒の活動状況に関する情報共有等を行う。兼職兼業により指導に携わる教員が在籍する場

合は、その知見も有効に活用する。

ウ 東員町教育委員会は、運営団体の取組状況を適宜把握し、必要に応じて指導助言を行うよう務める。

終わりに

「本ガイドラインおよび方針」は、「国のガイドライン」及び「県のガイドライン」で示された「部活動の地域連携」などの新たな内容を追記するとともに、地域クラブ活動について、現時点での方針の大枠を示したものです。

今後、「本ガイドラインおよび方針」について、今後の取組の進捗状況および国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和8年8月